

第108回 定時株主総会 招集ご通知

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、株主様の安全を第一に考え、当日の出席に代えて、議決権行使書のご返送、またはインターネットによる議決権の事前行使をお願いいたします。
- ・株主総会当日の議事に関する説明資料については、株主総会終了後に当社ウェブサイトに掲載する予定です。
- ・株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、昨年に続き、取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況等により株主総会の運営に変更の生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト

<https://www.kureha.co.jp/ir/event/meeting.html>

KUREHA

開催日時

2021年6月25日(金曜日)午前10時

開催場所

住友不動産神田ビル2階

ベルサール神田イベントホール

議案

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 取締役に対する賞与支給の件

目次

第108回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	5
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告書	48
株主総会参考書類	54

株 主 の 皆 様 へ

東京都中央区日本橋浜町3-3-2

株式会社クレハ

代表取締役社長 小林 豊

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止や株主の皆様の安全確保の観点から、本株主総会につきましては、極力、郵送（書面）またはインターネットにより事前に議決権行使をいただき、株主の皆様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。当社の株主総会当日における感染防止策および株主の皆様へのお願いにつきましては、2ページをご覧ください。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3ページのご案内に従って、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル2階
ベルサール神田イベントホール |
| 3. 目的事項 | 報告事項
(1) 第108期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第108期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 取締役に対する賞与支給の件 |

以 上

インターネットによる開示について

◇本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

なお、上記の連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」は、本招集ご通知の報告事項に関する添付書類とともに会計監査人および監査役の監査の対象に含まれております。

◇株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.kureha.co.jp/ir/event/meeting.html>

- **株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、昨年に続き、取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。**
- 当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。
- 建物内および株主総会会場内への危険物やペットの持ち込みは禁じられております。
- 当日の議事進行は、日本語で行います。

<株主総会当日における感染防止策および株主の皆様へのお願い>

- ・ 本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止や株主の皆様の安全確保の観点から、極力、郵送（書面）またはインターネットにより事前に議決権行使をいただき、株主の皆様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。
- ・ 感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。満席の際には入場をお控えいただく場合がございます。
- ・ 会場に株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ・ 会場ではマスクの着用にご協力をお願いいたします。マスクを着用されない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・ 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方等は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・ 本総会においては、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・ 株主総会当日に登壇する当社役員は、例年より少ない人数を予定しています。
- ・ 株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用等で対応させていただきます。
- ・ 飲料水の提供は取り止めさせていただきます。

- ・ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。また、やむなく会場や開催時刻が変更となる場合があります。株主総会の運営に変更が生じる場合は、上記の当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、事前に、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



こちらのQRコードからの
アクセスも可能です

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

ご
推
奨

インターネット
による
議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード*1をスマートフォン等*2でお読み取りいただき、「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしていただくか、または、「議決権行使ウェブサイト」(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、議決権行使期限までに賛否をご入力ください。

議決権行使期限 **2021年6月24日（木曜日）午後5時30分まで**

なお、詳細につきましては、次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されている必要があります。

郵送（書面）
による
議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、議決権行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使期限 **2021年6月24日（木曜日）午後5時30分到着分まで**

なお、議決権行使書用紙のご記入方法につきましては、次ページの「議決権行使書用紙のご記入方法のご案内」をご参照ください。

株主総会に
ご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として、この「招集ご通知」をご持参願います。

- ◎株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を有する株主様以外の方は、会場にご入場いただけませんので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合、当社定款第18条の規定により、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。代理出席される株主様の議決権行使書用紙と代理権を証明する書類（委任状および代理人により議決権を行使される株主様の議決権行使書用紙）を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時 **2021年6月25日（金曜日）午前10時**

議決権行使のお取り扱い

- ・郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権行使を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ・インターネットにて複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ・議決権行使は行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。

機関投資家の皆様へ

- ・株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

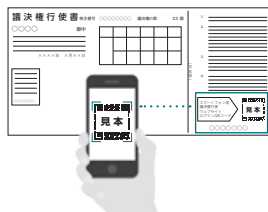
インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



※議決権行使書用紙はイメージです。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

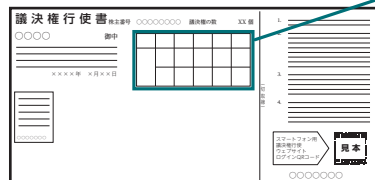
議決権行使後に賛否を修正する場合は、お手数ですが右記の議決権行使コード(ID)・パスワードを入力する方法により、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへアクセスできます。

- ・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使コード (ID) およびパスワード（株主様が変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ・インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- ・インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

議決権行使コード (ID) ・パスワードを入力する方法

「議決権行使ウェブサイト」

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

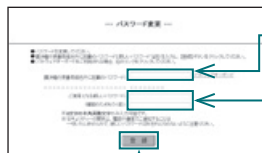
2 同封の議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード (ID)」をご入力ください。



「議決権行使コード (ID)」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

「スマート行使」議決権行使ウェブサイト の操作方法等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日9:00~21:00)

上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部
☎ 0120-288-324
(受付時間 平日9:00~17:00)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期のわが国を含む世界経済においては、期初から新型コロナウイルス感染症の影響により内外経済が下振れする極めて厳しい状況が急速に拡大しました。下期には、感染拡大の防止策を講じるなかで各種政策の効果や海外経済の改善もあって、国内経済には持ち直しの動きがみられたものの、依然として厳しい状況にあります。今後、国内経済の持ち直しの動きが続くことが期待されますが、感染拡大はいまだ収束しておらず、先行きは不透明な状況です。

このような状況のなか、当社グループは、従業員等の安全な労働環境を確保し感染予防と感染リスク低減に努めつつ安定的に事業活動を継続しており、新型コロナウイルス感染症による当社グループの生産・販売体制への影響は軽微でした。原材料等の調達や物流においては、一部で遅延は生じましたが大きな影響はありませんでした。財務面では資産の健全性を維持し、資金流動性も確保しました。

事業セグメント別では、自動車産業およびシェールオイル・ガス産業を主要な市場としている機能製品事業は、上期には感染症の拡大により売上げに弱さがみられたものの、下期からは回復基調となりました。化学製品事業は、医薬・農薬分野では大きな影響はありませんでしたが、工業薬品分野で各種産業の原材料としての需要が減少しました。

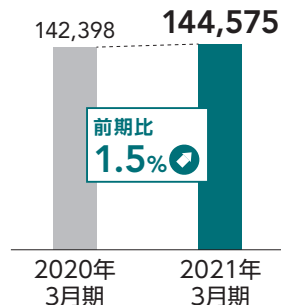
樹脂製品事業は、コンシューマー・グッズ分野で巣ごもり消費などにより売上げが伸張しましたが、欧州でのロックダウンの影響等を受けた業務用食品包装材分野では売上げが減少しました。建設関連事業は、民間工事の中止や延期の影響を受けました。その他関連事業は、全般的に大きな影響は無く、環境事業は一時的な災害関連廃棄物の処理等の増加により売上げが伸張しました。また、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の停滞による原燃料等の市況下落および活動経費の縮小は、当社グループの利益を押し上げました。

その結果、当連結会計年度の売上げの増収幅は僅かに留まりましたが、セグメント営業利益合計は増益となりました。営業利益では、その他の収益で前期に本社別館の土地売却益などの計上があったことにより前期比で減益となりました。

売上収益は前期比1.5%増の1,445億75百万円、営業利益は前期比4.3%減の172億63百万円、税引前利益は前期比1.1%減の177億48百万円、当期利益は前期比1.6%減の134億93百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比1.6%減の134億93百万円となりました。

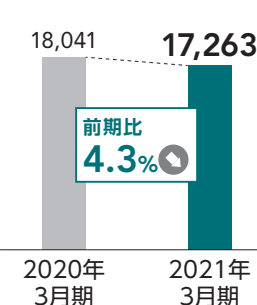
売上収益

1,445億75百万円



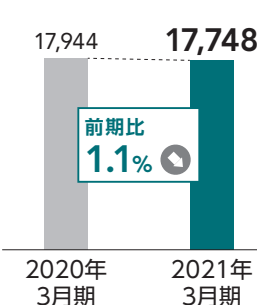
営業利益

172億63百万円



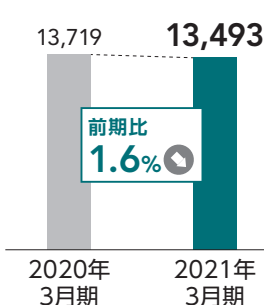
税引前利益

177億48百万円



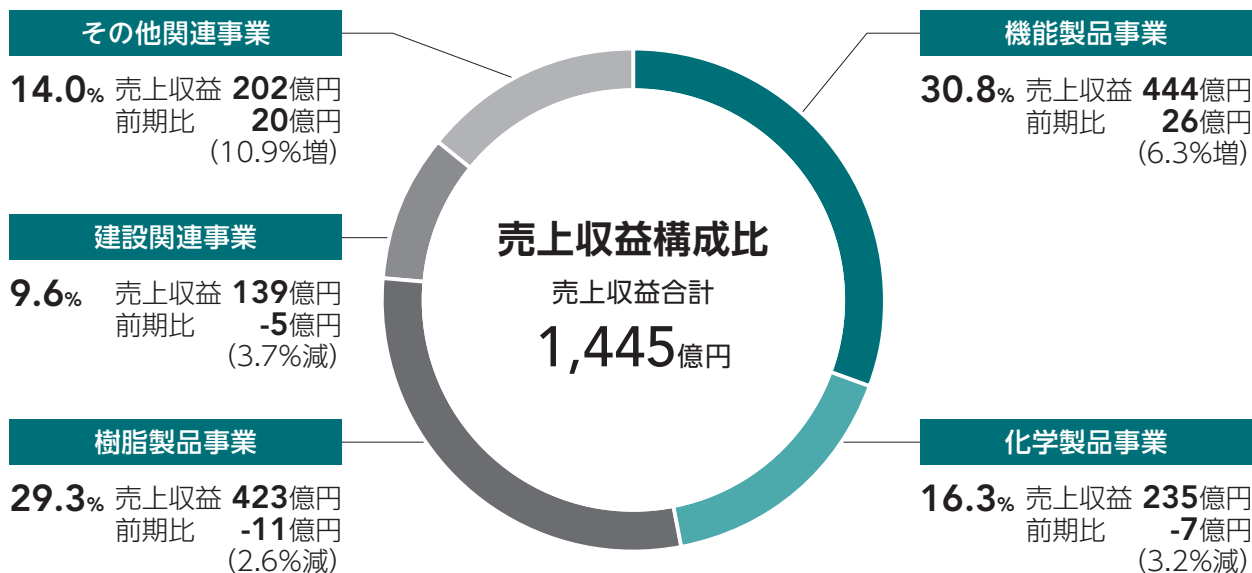
親会社の所有者に帰属する当期利益

134億93百万円



(注) 2021年3月期の営業利益17,263百万円は、下記の事業セグメントの営業利益の合計18,849百万円に、その他の収益872百万円、その他の費用△2,516百万円(減損損失等)および事業セグメント間取引消去等による利益56百万円を合算したものです。

事業のセグメント別の状況



(ご参考)

【機能製品事業】

金属の代替材料として活躍するエンジニアリング・プラスチックのPPS樹脂やリチウムイオン二次電池用のバインダーとして使われるフッ化ビニリデン樹脂は、パソコンや携帯端末、自動車の部品用素材など、年々小型・軽量化が進む身近なモノの中で重要な役割を果たしています。PGA（ポリグリコール酸）樹脂は、シェールオイル・ガスの掘削用材料などに使われ、エネルギー資源分野での活用拡大が見込まれます。また、水やガスの浄化用活性炭や工業用断熱材として使われる炭素製品などは産業界のニーズに応えたスペシャリティ製品として、現代生活に欠かせない先端産業分野に貢献しています。

【化学製品事業】

医薬分野では、副作用の少ない薬剤の開発など、人々の健やかな生活を力強くバックアップする新時代の医薬品を創り出しています。農業分野では、作る人、食する人、そして大地、3つの共生を目指し、環境を守りながら、農業の生産性を高める農業の研究開発に注力しています。工業薬品分野は、幅広い産業の糧となる基礎材料をお客様に供給するとともに、クレハの各種製品の基盤としてクレハを支えています。

【樹脂製品事業】

誰でも簡単にカットできるクレハカットを採用した家庭用ラップ「NEWクレラップ」や、キッチンまわりを楽しく便利にする「キチントさん」シリーズなど、日常の暮らしをサポートする製品も豊富です。

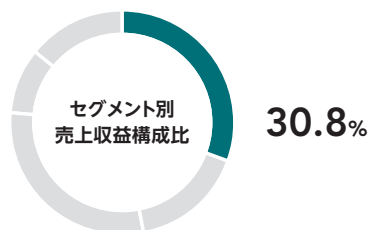
【建設関連事業】

クレハ建設株式会社が建築・土木・住宅およびプラント関連などの幅広い分野において、安全で安心かつ快適な生活環境を提供しています。また、株式会社クレハエンジニアリングはクレハグループのマザー工場であるいわき事業所内のプラント建設工事・補修工事の施工監理を通じて、クレハのさまざまな製品の安定的な生産活動に貢献しています。

【その他関連事業】

産業廃棄物処理や環境測定・理化学分析を実施する環境事業、製品の運搬や保管等の運輸・倉庫事業、いわき市での病院事業等、さまざまな分野で事業を展開しています。特に環境事業では、株式会社クレハ環境が産業廃棄物の適正処理という仕事を通して地球環境保全へ貢献しています。

機能製品事業



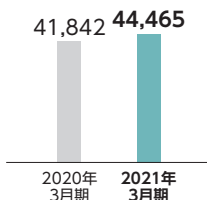
機能樹脂分野では、PPS樹脂およびシェールオイル・ガス掘削用途向けのPGA（ポリグリコール酸）樹脂加工品は売上げが減少しましたが、リチウムイオン二次電池用バインダー向けのフッ化ビニリデン樹脂の売上げは増加したことから、この分野での売上げは増加しました。営業利益は、PGA事業の損失増加および持分法を適用している米国合弁事業の利益の減少などにより前期並みとなりました。

炭素製品分野では、自動車部品用摺動材および高温炉用断熱材向けの炭素繊維の売上げが減少し、この分野での売上げ、営業利益はともに減少しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前期比6.3%増の444億65百万円となり、営業利益は前期比6.4%減の34億73百万円となりました。

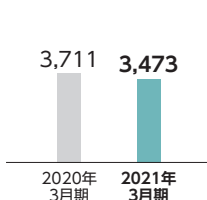
セグメント売上収益

(百万円)



セグメント営業利益

(百万円)



化学製品事業



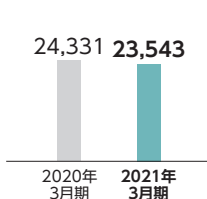
医薬・農薬分野では、慢性腎不全用剤「クレメジン」の売上げは減少しましたが、農業・園芸用殺菌剤の売上げが増加し、この分野での売上げ、営業利益はともに増加しました。

工業薬品分野では、無機および有機薬品類の売上げが減少し、この分野での売上げ、営業利益はともに減少しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前期比3.2%減の235億43百万円となり、営業利益は前期比4.7%増の22億28百万円となりました。

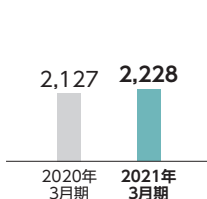
セグメント売上収益

(百万円)



セグメント営業利益

(百万円)



樹脂製品事業



29.3%

セグメント売上収益

(百万円)

43,473 42,352

2020年
3月期 2021年
3月期

セグメント営業利益

(百万円)

6,306 7,708

2020年
3月期 2021年
3月期

コンシューマー・グッズ分野では、家庭用ラップ「NEWクレラップ」およびフッ化ビニリデン釣糸「シーガー」の売上げが増加し、この分野での売上げ、営業利益はともに増加しました。

業務用食品包装材分野では、熱収縮多層フィルム等の売上げが減少し、前期にブローボトル事業の譲渡を行ったこともあり、この分野での売上げ、営業利益はともに減少しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前期比2.6%減の423億52百万円となり、営業利益は前期比22.2%増の77億8百万円となりました。

建設関連事業



9.6%

セグメント売上収益

(百万円)

14,457 13,919

2020年
3月期 2021年
3月期

セグメント営業利益

(百万円)

1,147 1,077

2020年
3月期 2021年
3月期

建設事業では、公共工事は前期並みとなったものの民間工事の中止や延期により、売上げ、営業利益はともに減少しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前期比3.7%減の139億19百万円となり、営業利益は前期比6.1%減の10億77百万円となりました。

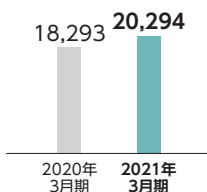
その他関連事業 (前記のセグメントに属さないグループ会社の事業)



14.0%

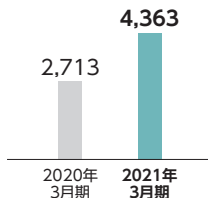
セグメント売上収益

(百万円)



セグメント営業利益

(百万円)



環境事業では、産業廃棄物や一時的な災害廃棄物の処理および処分増加により、売上げ、営業利益はともに増加しました。

運送事業では、売上げ、営業利益はともに前期並みとなりました。

病院事業では、売上げが減少し、営業損失は増加しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前期比10.9%増の202億94百万円となり、営業利益は前期比60.8%増の43億63百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資額は、総額143億22百万円です。主たる設備は次のとおりです。

当社いわき事業所	P P S 樹脂製造関連設備	30億74百万円
当社本社	次期基幹システム関連投資	12億98百万円
当社いわき事業所	研究開発設備	7億35百万円
当社いわき事業所	発電関連設備	7億 6百万円
株式会社クレハ環境	産業廃棄物処理関連設備	5億28百万円

(3) 資金調達の状況

当期の資金は、主に自己資金および金融機関からの借入金で賄いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、「『技術立社』企業として、スペシャリティ・ケミカル分野において差別化された製品を開発し、社会に貢献し続ける高付加価値型企業となること」を目指し、2016年度に策定した中期経営計画「Kureha's Challenge 2018」を2年間延長（ストレッチ）した、中期経営計画「Kureha's Challenge 2020」（以下、「KC2020」という）に取り組んでまいりました。

このたびKC2020を2年間延長し、中期経営計画「Kureha's Challenge 2022（以下、「中計ストレッチFinal stage」という）」を策定しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の先行きへの影響は不明の状況ではありますが、引き続き国内外の当社グループ従業員の労働環境・健康状態を注視し、安全確保・感染拡大の防止と事業活動全般への影響の抑制、事業継続の確保に努めてまいります。

① 「Kureha's Challenge 2020」の総括
当社は、KC2020での2年間を“将来の発展に

向けた土台を固める期間”と位置づけ、1) P G A事業の拡大と利益創出、2) フッ化ビニリデン樹脂事業の更なる拡大、3) 既存事業のビジネスモデル最適化、4) 新規事業の国内外における探索と育成、5) 経営基盤の強化、を経営目標とし、事業活動を推進してまいりました。

KC2020の最終年度である2020年度は、期初より新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により内外経済が下振れし、当社ではシェールオイル・ガス産業や自動車産業を主要市場とする機能製品事業を中心にその影響を被り、営業利益は定量目標の180億円を下回る173億円に留まりました。また、“2) フッ化ビニリデン樹脂事業の更なる拡大”を除く、4つの経営目標については、未だ道半ばにあると認識しております。

KC2020の総括（概略）は以下のとおりです。

経営目標	2年間の取り組み結果
1) P G A事業の拡大と利益創出	売上減少により損失拡大、新製品の開発が遅延
2) フッ化ビニリデン樹脂事業の更なる拡大	利益目標を達成し、いわき事業所増産工事に着工 新工場建設計画を策定中
3) 既存事業のビジネスモデル最適化	家庭用品事業は利益目標を達成、ボトル事業の売却（会社分割）完了、 P P S事業の採算改善遅れ、業務用包材事業の低迷
4) 新規事業の国内外における探索と育成	複数のスタートアップ企業との協業を推進
5) 経営基盤の強化	コスト削減目標を達成、デジタル化・効率化を推進中

当社は、KC2020で目標として掲げた経営目標を完遂させるとともに、持続的な成長を果たすための課題を中長期視点で検討し、具体的目標を設定するため、KC2020を2年間延長し、新たに中計ストレッチFinal stageを策定しました。

②「Kureha's Challenge 2022」(中計ストレッチFinal stage) について

【位置づけ】

1)「やり抜く」姿勢(企業風土)の定着

中計ストレッチFinal stageにおける最優先課題は、KC2020の未達成課題を完遂しステークホルダーの皆様にご社のコミットメント重視の姿勢を発信しながら、「やり抜く」企業風土を定着させることです。

2) 中長期視点に立ったクレハグループの将来像設計とアクションプラン策定

中計ストレッチFinal stageの期間中に、従来の課題を「やり抜く」とともに、将来に向けて持続的な成長を果たすための具体的目標とアクションプランを設定します。

【経営目標と重点施策】(☆印は新規重点施策を表します)

1) 高機能製品事業の拡大

- ・新戦略に基づく既存製品のシェア拡大と新製品の上市・拡販によるPGA事業の基盤固め
- ・フッ化ビニリデン樹脂事業の収益拡大と、次期プラントの建設工事着工
- ・協業先との連携強化によるPPS事業の収益改善

2) 既存事業の最適化

- ・環境変化に応じた事業戦略・施策の見直し
- ・既存製品の新規用途開拓

3) 新規事業探索と育成

- ・環境負荷低減技術の開発と事業化による社会貢献 ☆
- ・パイプラインにある新製品の開発推進
- ・自社保有技術と外部技術の協業による新規事業創出

4) 経営基盤の強化

- ・新人事制度の導入と浸透(役割・成果重視の処遇の強化、定年延長) ☆
- ・生産技術力、コスト競争力の更なる強化
- ・デジタル化の推進およびIT人財の強化
- ・SDGsやカーボンニュートラルを見据えたESG経営の強化 ☆

<定量計画>

定量計画は、今後、新型コロナウイルス感染症が内外経済に及ぼす影響が不透明なため、単年度ごとに目標を掲げて達成することを目指します。

(単位: 億円)

	2021年度計画
売上収益	1,500
営業利益 (営業利益率)	150 (10%)
親会社の所有者に 帰属する当期利益	107
一株利益	548.22円

(前提条件) 為替: 107円/\$、128円/€、16.5円/元

【セグメント別計画】

(単位: 億円)

	2021年度計画	
	売上収益	営業利益
連結合計	1,500	150
機能製品	530	40
化学製品	235	17
樹脂製品	425	73
建設関連	125	4
その他関連	185	26
調整その他		△10

(5) 財産および損益の状況の推移

(連結)

IFRS

区 分	第105期 (2017年度)	第106期 (2018年度)	第107期 (2019年度)	第108期 (当連結会計年度) (2020年度)
売上収益 (百万円)	147,329	148,265	142,398	144,575
税引前利益 (百万円)	12,683	17,435	17,944	17,748
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	9,697	13,933	13,719	13,493
基本的1株当たり当期利益 (円)	507.48	679.55	692.61	691.33
資産合計 (百万円)	242,281	247,352	246,890	256,923
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	150,193	160,551	164,990	183,830
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	7,271.67	7,922.58	8,453.07	9,418.64

(単独)

日本基準

区 分	第105期 (2017年度)	第106期 (2018年度)	第107期 (2019年度)	第108期 (当期) (2020年度)
売上高 (百万円)	79,398	83,589	76,908	74,811
経常利益 (百万円)	8,741	13,277	11,242	9,846
当期純利益 (百万円)	6,409	13,451	16,934	14,334
1株当たり当期純利益 (円)	335.41	656.03	854.93	734.41
総資産 (百万円)	188,605	194,237	187,272	193,665
純資産 (百万円)	126,768	133,634	139,110	148,872
1株当たり純資産額 (円)	6,134.97	6,591.17	7,123.03	7,621.90

(注) 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第106期の期首から適用しており、第105期につきましては、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	所在地	資 本 金	当社グループの 出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
クレハ合織株式会社	栃木県 下都賀郡	1億20百万円	100.0	樹脂製品の製造、販売
クレハエクストロン株式会社	茨城県 かすみがうら市	85百万円	100.0	機能製品の製造、販売
クレハ運輸株式会社	福島県 いわき市	3億円	100.0	運送および倉庫業務
株式会社クレハ環境	福島県 いわき市	2億40百万円	100.0	産業廃棄物の処理および 環境関連処理設備
クレハ錦建設株式会社	福島県 いわき市	3億70百万円	88.5	土木・建築工事の施工請負、設計、 測量等
株式会社クレハエンジニアリング	福島県 いわき市	2億40百万円	100.0 (100.0)	産業設備の建設工事監理および 補修工事監理
株式会社クレハ分析センター	福島県 いわき市	50百万円	100.0 (100.0)	理化学分析、測定、試験および 検査業務
株式会社クレハトレーディング	東京都 中央区	3億円	70.5	機能製品、化学製品、樹脂製品の 購入、販売
クレハサービス株式会社	東京都 中央区	1億94百万円	100.0	不動産の売買、賃貸および管理、 損害保険代理業、労働者派遣事業等
社団法人医療法人呉羽会	福島県 いわき市	3億円	100.0	病院、介護老人保健施設の運営
クレハ・ヨーロッパ B.V.	オランダ	2,269千ユーロ	100.0	欧州事業会社への出資、融資等
クレハロン B.V.	オランダ	2,722千ユーロ	100.0 (100.0)	食品包装材の製造、販売
クレハ GmbH	ドイツ	51千ユーロ	100.0 (100.0)	機能製品、化学製品、樹脂製品の 輸入、販売
クレハ・アメリカ Inc.	アメリカ	7,446千米ドル	100.0	米国事業会社への出資、融資 機能製品および樹脂製品の販売等
クレハ・ピージーエー LLC	アメリカ	155,408千米ドル	100.0 (100.0)	機能製品の製造、販売
クレハ・エナジー・ソリューションズ LLC	アメリカ	10,000千米ドル	100.0 (100.0)	機能製品の販売、技術サービス
呉羽（中国）投資有限公司	中国	69,750千米ドル	100.0	中国事業会社への出資、融資等
呉羽（常熟）フッ素材料有限公司	中国	60,000千米ドル	100.0 (100.0)	機能製品の製造、販売
呉羽（上海）炭繊維材料有限公司	中国	12,900千米ドル	100.0	炭素繊維高級耐火材料の製造、販売
クレハ・ベトナム Co.,Ltd.	ベトナム	21,900千米ドル	100.0	食品包装材の製造、販売

(注) 当社グループの出資比率欄の（ ）内は、当社の子会社が有する出資比率を内数で示しています。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
機能製品事業	P P S 樹脂 フッ化ビニリデン樹脂 P G A (ポリグリコール酸) 樹脂加工品 炭素繊維 球状活性炭
化学製品事業	農業・園芸用殺菌剤 慢性腎不全用剤 か性ソ一ダ 塩酸 次亜塩素酸ソーダ モノクロルベンゼン パラジクロルベンゼン オルソジクロルベンゼン
樹脂製品事業	家庭用ラップ 流し台用水切り袋 食品保存容器および調理シート フッ化ビニリデン釣糸 塩化ビニリデン・フィルム 熱収縮多層フィルム 自動充填結紮機(食品包装用)
建設関連事業	土木・建築工事の施工請負業務 工事監理業務
その他関連事業	産業廃棄物の処理および環境関連処理設備 理化学分析、測定、試験および検査業務 運送および倉庫業務 医療サービス

(8) 主要な拠点

① 当社

区 分	所 在 地
本 社	東京都中央区
営 業 所	大阪営業所（大阪府大阪市）、福岡営業所（福岡県福岡市）、 名古屋営業所（愛知県名古屋市）、仙台営業所（宮城県仙台市）
事 業 所	いわき事業所（福島県いわき市）、 樹脂加工事業所（茨城県小美玉市および兵庫県丹波市）
研 究 所	中央研究所（福島県いわき市）、有機合成研究所（福島県いわき市）、 プロセス開発研究所（福島県いわき市）、医療材料研究所（福島県いわき市）、 安全性研究・評価センター（福島県いわき市）、樹脂加工研究所(茨城県小美玉市)

(注) 2021年4月1日付組織改正で研究所を次のとおり再編しました。
中央研究所(福島県いわき市)、安全性研究・評価センター(福島県いわき市)、樹脂加工研究所(茨城県小美玉市)

② 子会社

「(6) 重要な子会社の状況」に記載しています。

(9) 従業員の状況

従業員数（連結）	前期末比増減
4,293名	22名増

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,205百万円
株 式 会 社 常 陽 銀 行	1,935百万円
株 式 会 社 東 邦 銀 行	1,935百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,724百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,091百万円

2 会社の株式に関する事項

(1) 株式に関する事項

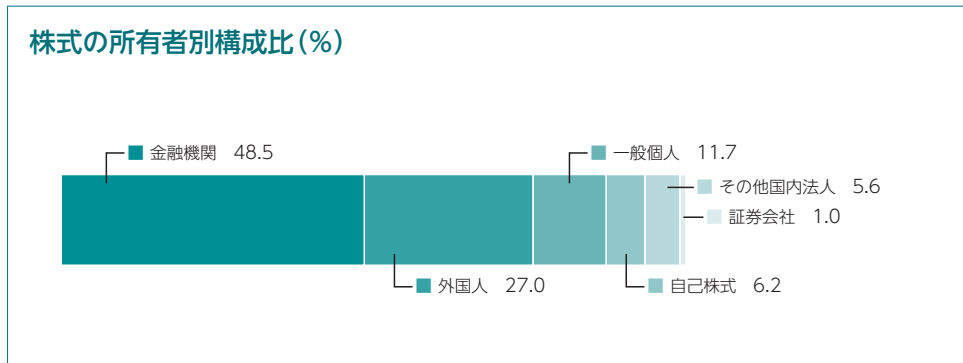
- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
 ② 発行済株式の総数 19,517,755株（自己株式1,287,652株を除く）
 ③ 株主数 10,740名
 ④ 上位10名の株主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,031	10.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,603	8.2
明治安田生命保険相互会社	1,374	7.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	787	4.0
東京海上日動火災保険株式会社	550	2.8
株式会社みずほ銀行	400	2.0
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	333	1.7
みずほ信託銀行株式会社	266	1.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	258	1.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	249	1.3

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しています。

(注) 2. 当社は自己株式1,287千株を保有していますが、上記上位10名の株主から除いています。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(ご参考)



3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議の日	2009年6月25日	2010年6月25日	2011年6月24日	2012年6月26日	2013年6月25日	2014年6月25日
保有人数	取締役1名	取締役1名	取締役1名	取締役1名	取締役1名	取締役1名
新株予約権の数	53個	58個	66個	130個	181個	114個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 530株	普通株式 580株	普通株式 660株	普通株式 1,300株	普通株式 1,810株	普通株式 1,140株
行使価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
行使期間	2009年7月22日 ～2039年7月21日	2010年7月21日 ～2040年7月20日	2011年7月20日 ～2041年7月19日	2012年7月18日 ～2042年7月17日	2013年7月17日 ～2043年7月16日	2014年7月16日 ～2044年7月15日
行使条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使できるものとし、その他の権利行使の条件については当社取締役会で決定するものとする。					

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第15回新株予約権
発行決議の日	2015年6月24日	2016年6月24日	2017年6月27日	2018年6月26日	2019年6月25日	2020年6月24日
保有人数	取締役3名	取締役3名	取締役3名	取締役3名	取締役3名	取締役3名
新株予約権の数	257個	305個	212個	150個	274個	419個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 2,570株	普通株式 3,050株	普通株式 2,120株	普通株式 1,500株	普通株式 2,740株	普通株式 4,190株
行使価格	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
行使期間	2015年7月22日 ～2045年7月21日	2016年7月20日 ～2046年7月19日	2017年7月19日 ～2047年7月18日	2018年7月18日 ～2048年7月17日	2019年7月24日 ～2049年7月23日	2020年7月22日 ～2050年7月21日
行使条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使できるものとし、その他の権利行使の条件については当社取締役会で決定するものとする。					

(注) 社外取締役、監査役には新株予約権を付与しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人に交付された新株予約権の内容の概要

	第14回新株予約権
発行決議の日	2020年4月21日
交付対象者数	当社執行役員7名
新株予約権の数	289個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 2,890株
行使価額	1株当たり1円
行使期間	2020年5月18日 ～2050年5月17日
行使条件	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日（割当対象者が取締役就任した場合、取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した日）の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使できるものとし、その他の権利行使の条件については当社取締役会で決定するものとする。

(注) 上表の執行役員は取締役を兼務しない執行役員を意味します。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
小 林 豊	代表取締役社長	
佐 藤 通 浩	取締役常務執行役員 (PGA事業管掌、 研究開発本部管掌、生産・技術本部長)	
野 田 義 夫	取締役常務執行役員 (内部監査管掌、 品質保証管掌、経理本部長、管理本部長、 改革推進プロジェクト統括マネージャー)	
戸 坂 修	社外取締役	
樋 口 一 成	社外取締役	株式会社みちのく銀行 (社外取締役)
桐 山 勝	常勤社外監査役	
吉 田 徹	常勤監査役	
押 味 由 佳 子	社外監査役	柴田・鈴木・中田法律事務所 (弁護士) 富士ソフト株式会社 (社外監査役) 日本シイエムケイ株式会社 (社外監査役)

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しています。
- (注) 2. 当社は、社外取締役戸坂修氏、樋口一成氏および社外監査役桐山勝氏、押味由佳子氏を東京証券取引所が定める独立役員として東京証券取引所に届け出しています。
- (注) 3. 常勤社外監査役桐山勝氏は、金融機関の出身で公認内部監査人の資格を有し、財務・経理や内部監査業務に従事した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- (注) 4. 常勤監査役吉田徹氏は、当社経理部門責任者を経験し財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- (注) 5. 当事業年度末日後の取締役の異動
2021年4月1日付で次のとおり取締役の異動がありました。

氏名		地位	担 当
佐 藤 通 浩	新	取締役専務執行役員	PGA事業管掌、研究開発本部管掌、 環境安全・品質保証本部長、 新事業創出プロジェクト統括マネージャー
	旧	取締役常務執行役員	PGA事業管掌、研究開発本部管掌、生産・技術本部長
野 田 義 夫	新	取締役常務執行役員	内部監査管掌、経理本部長、管理本部長、 改革推進プロジェクト統括マネージャー
	旧	取締役常務執行役員	内部監査管掌、品質保証管掌、経理本部長、管理本部長、 改革推進プロジェクト統括マネージャー

(ご参考)

- 当社は執行役員制度を導入しております。

2021年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
にし はた なお みつ 西 畑 直 光	常務執行役員	クレハ・アメリカInc.取締役社長、PGA事業副管掌、新事業創出プロジェクト統括マネージャー
す やま こう じ 陶 山 浩 二	常務執行役員	包装材事業部長
た なか ひろ ゆき 田 中 宏 幸	執行役員	生産・技術本部副本部長、生産・技術本部いわき事業所長
な たけ かつ ひろ 名 武 克 泰	執行役員	高機能製品事業部長
よ ね ざい せき 米 澤 哲	執行役員	化学品事業部長
な み かわ ます ひろ 並 川 昌 弘	執行役員	企画本部長
よ した ひろ ゆき 佐 藤 浩 幸	執行役員	研究開発本部長

(注) 2021年4月1日付で次のとおり執行役員の異動がありました。

氏名		地位	担当
にし はた なお みつ 西 畑 直 光	新	常務執行役員	クレハ・アメリカInc.取締役社長、PGA事業副管掌、新事業創出プロジェクト副統括マネージャー
	旧	常務執行役員	クレハ・アメリカInc.取締役社長、PGA事業副管掌、新事業創出プロジェクト統括マネージャー
た なか ひろ ゆき 田 中 宏 幸	新	常務執行役員	生産・技術本部長、生産・技術本部いわき事業所長
	旧	執行役員	生産・技術本部副本部長、生産・技術本部いわき事業所長

(ご参考)

当社は2018年6月26日より任意の指名委員会を設置しております。任意の指名委員会は、3名以上の取締役で構成し、うち過半数を社外取締役とし、委員長は取締役会議長（取締役会長；空席の場合は取締役社長）が務めます。2021年3月末時点の構成員は、小林豊（代表取締役社長）、戸坂修（社外取締役）、樋口一成（社外取締役）となっています。任意の指名委員会は、代表取締役社長、代表取締役および取締役の選任・解任に係る事項、代表取締役社長の後継者候補とその育成計画に係る事項、執行役員の選任・解任に係る事項を審議し、取締役会への付議内容を検討します。なお、当事業年度において指名委員会は2回開催され、取締役選任・解任に係る検討について議論を行いました。また、社長等の後継者育成計画、社外取締役の多様性等に係る審議を行いました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の審議を経た上で、2021年2月16日開催の取締役会において決議しました。

当該決定方針において、取締役会は、代表取締役社長に対し取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任し、委任された内容の決定にあたっては、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の審議を経ることとしております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、当該手続きを経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

1) 基本方針

- ・ 取締役会は、取締役の報酬等について、企業業績と中長期的な企業価値の向上を反映するとともに、適切な人財の確保と維持を考慮し、求められる役割と責任にふさわしい報酬体系および報酬水準とします。
- ・ 取締役の報酬は、金銭報酬としての、①基本報酬、②業績連動報酬としての賞与、非金銭報酬としての、③ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬により構成します。但し、社外取締役の報酬は、その役割に鑑み、基本報酬のみとします。

2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

- ・ 取締役の基本報酬は、月例の現金報酬(以下、「月額報酬」)とし、株主総会において決議された総枠の範囲内で支給するものとし、個人別の額については、役職位別に別途定める基準のとおりとします。常勤・非常勤の取締役とも原則として定額とし、手当等は支給しません。

3) 業績連動報酬等に係る業績指標の内容および額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

- ・ 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の親会社の所有者に帰属する当期利益を業績指標として算出された総額を「賞与」として株主総会において決議し、個人別の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受け、各取締役の評定に基づき決定し、毎年、一定の時期に支給します。

4) 非金銭報酬等の内容および額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

- ・ 非金銭報酬等として、取締役の持続的な企業価値の向上に対するインセンティブを付与し、株主重視の経営意識の高揚を図るため、「ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬」を、株主総会において決議された総枠の範囲内で支給します。個人別の額については、役職位別に別途定める基準のとおりとし、毎年、一定の時期に取締役会決議に基

づき付与します。ストック・オプションの公正価値はブラックショールズモデル等相当な根拠により算出して、取締役会で決定します。

- 5) 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- ・当社の取締役報酬制度においては、「賞与」の割合を一定の水準には固定せず、業績指標の値が増加するにつれて取締役の報酬総額に占める「賞与」の割合が高くなる設計とします。
- 6) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項
- ・「月額報酬」の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の役職位別の額の基準の決定とします。
 - ・「賞与」の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、代表取締役社長による評定に基づく各取締役の額の決定とします。
 - ・「ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬」の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、

② ①以外の会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項

監査役の報酬は、固定報酬としての「月額報酬」のみとし、株主総会においてその総枠を決議し、各監査役の個別金額については、監査役会における監査役の協議によって決定します。原則として手当等は支給しません。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬の額は、2007年6月27日開催の第94回定時株主総会において年額440百万円以内（うち、社外取締役分は年額40百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用

その権限の内容は、各取締役の役職位別の額の基準の決定とします。

- ・種類ごとの報酬について代表取締役社長に一任された権限が適切に行使されるよう、「月額報酬」の役職位別の額の基準の決定、「賞与」に関する各取締役の評定に基づく額の決定および「ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬」の役職位別の額の基準の決定については、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の審議を経ることとします。
- 7) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（上記6）に掲げる事項を除く。）
- ・取締役の報酬制度の変更は、他社動向等を総合的に勘案し、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の審議を経て取締役会で決定します。
 - ・取締役の報酬額の改定は、他社水準および当社の業績等を総合的に考慮して行うものとし、その手続きは上記2）乃至4）に準じます。
- 8) 上記に掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項
- ・急激な業績の悪化や企業価値を毀損するような不祥事等が発生した場合には、臨時に報酬を減額または不支給とすることがあります。

人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）です。その上で、2016年6月24日開催の第103回定時株主総会において総額は改定せず、社外取締役分の年額を60百万円以内とする決議がなされております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は3名です。また、当該基本報酬とは別枠で、第94回定時株主総会において、取締役のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬（社外取締役は付与対象外）の額を年額40百万円以内、新株予約権数の上限を年1,000個以内と決議しております。なお、当該決議当時において当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は新株予約権1個当たり当社普通株式100株、当該株式数の上限は年100,000株以内としておりましたが、当社は2016年10月1日に当社普通株式10株を1株に併合する株式併合を実施していることから、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は新株予約権1個当たり当社普通株式10株、当該株式数の上限は年10,000株以内となっております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名です。

監査役の報酬の額は、第94回定時株主総会において年額120百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長小林豊に対し取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しており、その内容は上記の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要の「6）取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項」のとおりです。また、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループをとりまく環境や経営状況等を最も熟知し、業務執行を統括する代表取締役社長が総合的に適していると判断したからです。なお、代表取締役社長の権限が適切に行使されるようにするため、委任された内容の決定にあたっては、事前に、取締役会の任意の諮問機関であり独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会の審議を経ることとしており、代表取締役社長は当該審議の結果を尊重して取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しています。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	246 (30)	157 (30)	70 (—)	18 (—)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	48 (29)	48 (29)	—	—	3 (2)

(注) 1. 上表には、2020年6月24日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
(注) 2. 業績連動報酬等は、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会に提出予定の「取締役に対する賞与支給の件」に基づく取締役賞与総額の70百万円となります。
(注) 3. 非金銭報酬等は、2020年7月21日開催の取締役会の決議により、社外取締役を除く取締役3名に対してストック・オプションとして付与した新株予約権となります。

⑥ 業績連動報酬等に関する事項

取締役の事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬を賞与として支給しています。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の親会社の所有者に帰属する当期利益であり、当該業績指標を選定した理由は、すべての経営成績が反映され、最終的な利益を表す指標であると認識していることからです。業績連動報酬等の額は、親会社の所有者に帰属する当期利益に一定の係数を乗じて総額を算定し、個人別の額については、各取締役に対する評価に基づき決定しております。

当事業年度を含む親会社の所有者に帰属する当期利益の推移は1. (5) 財産および損益の推移に記載のとおりです。

⑦ 非金銭報酬等の内容

取締役の持続的な企業価値の向上に対するインセンティブを付与し、株主重視の経営意識の高揚を図るため、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬を、株主総会において決議された総枠の範囲内で支給しています。譲渡による当該新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要するものとしているほか、当該ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬の内容は3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。

(ご参考)

- ・ 当社は2018年6月26日より任意の報酬委員会を設置しております。任意の報酬委員会は、3名以上の取締役で構成し、うち過半数を社外取締役とし、委員長は取締役会議長（取締役会長；空席の場合は取締役社長）が務めます。2021年3月末時点の構成員は、小林豊（代表取締役社長）、戸坂修（社外取締役）、樋口一成（社外取締役）となっています。任意の報酬委員会は、取締役および執行役員の報酬の体系・制度の方針に係る事項等を審議し、取締役会への付議内容を検討します。なお、当事業年度において報酬委員会は2回開催され、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に係る審議等を行いました。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

戸坂 修氏 該当する事項はありません。

樋口一成氏 株式会社みちのく銀行の社外取締役を兼務しておりますが、当該会社と当社および当社グループ会社との間には重要な取引関係はありません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

戸坂 修氏 該当する事項はありません。

樋口一成氏 該当する事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

戸坂 修氏 13回開催された取締役会のすべてに出席し、製造会社での国際的な事業経験、研究部門、生産部門での担当経験から会社経営についての高い見識と豊富な経験を活かして、取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言し、業務執行監督等の役割を適切に果たしました。特に、中期経営計画の再延長、生産技術力の向上、研究開発への取り組み等について見識や経験に裏付けられた意見や提言を行いました。また、任意の指名委員会および報酬委員会の各委員として、当社取締役の選任に係る事項、代表取締役社長の後継者候補とその育成計画等や取締役や執行役員の報酬等の決定等に関し、透明性、客観性を高めること等に貢献しました。

樋口一成氏 就任後に開催された10回の取締役会のすべてに出席し、金融機関および事業会社の経営における高い見識と豊富な経験を活かして、取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言し、業務執行監督等の役割を適切に果たしました。特に、中期経営計画の再延長、事業のビジネスモデルの最適化、リスク・マネジメントの強化等について見識や経験に裏付けられた意見や提言を行いました。また、任意の指名委員会および報酬委員会の各委員として、当社取締役の選任に係る事項、代表取締役社長の後継者候補とその育成計画等や取締役や執行役員の報酬等の決定等に関し、透明性、客観性を高めること等に貢献しました。

4) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、当社は各社外取締役との間で、「社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を限定する契約」を締結しています。

② 社外監査役に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

桐山 勝氏 該当する事項はありません。

押味由佳子氏 柴田・鈴木・中田法律事務所弁護士を兼務しておりますが、当該法律事務所と当社および当社グループ会社との間には重要な取引関係はありません。

富士ソフト株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当該会社と当社および当社グループ会社との間には重要な取引関係はありません。

日本シイエムケイ株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当該会社と当社および当社グループ会社との間には重要な取引関係はありません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

桐山 勝氏 該当する事項はありません。

押味由佳子氏 該当する事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

桐山 勝氏 13回開催された取締役会のすべてに、また、14回開催された監査役会のすべてに出席し、金融機関におけるリスク管理・コンプライアンスに関する豊富な知識と経験を活かし、独立した客観的な立場より、取締役の職務の執行の監査等の役割を適切に果たしました。

押味由佳子氏 13回開催された取締役会のうち12回に出席し、また、14回開催された監査役会のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を活かし、独立した客観的な立場より、取締役の職務の執行の監査等の役割を適切に果たしました。

4) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、当社は非常勤社外監査役である押味由佳子氏との間で、「非常勤社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を限定する契約」を締結しています。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	66百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
- (注) 2. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査計画の内容、監査時間、および報酬の見積額に関し必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等が妥当な水準であると認められることから、会社法第399条第1項の同意をいたしました。
- (注) 3. 当社の重要な子会社のうち、クレハ・アメリカInc. (アメリカ)、クレハ・ヨーロッパB.V. (オランダ)、呉羽 (中国) 投資有限公司 (中国) 等の連結子会社11社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触し業務の停止処分等を受けることとなった場合は、その事実に基づき、監査役会の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を損なう事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難である等と認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が、株主総会に提出する当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定し、当該決定に基づき、取締役会が、当該議案を株主総会あてに提出する方針です。

(ご参考)

- 継続監査期間
7年間
- 会計監査人の選定方針と理由
監査役会は、日本監査役協会による「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、執行部門から提案された会計監査人候補に対し、品質管理体制、適格性、独立性、監査実施体制、報酬見積額等について評価を実施し、その結果、適任と判断して会計監査人の選定・再任を決定しております。
- 監査役および監査役会による会計監査人の評価
監査役および監査役会は、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対し、日本監査役協会による「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、品質管理、独立性、専門性等の評価基準に基づいて、定期的および随時のコミュニケーションを実施するなどにより、監査は適正に実施されていると評価しております。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および当社グループ会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システムの基本方針）として取締役会で決議した事項は次のとおりです。

＜企業活動の方針＞

当社は、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の一層の向上を目指し、以下の企業理念、目指すべき方向、行動基準を内部統制の基本コンセプトにおき、企業活動の指針とします。

企業理念：

私たち（クレハ）は

- ・人と自然を大切にします。
- ・常に変革を行い成長し続けます。
- ・価値ある商品を創出して、社会の発展に貢献します。

目指すべき方向：

私たち（クレハ）は、エクセレント・カンパニーを目指し挑戦し続けます。

行動基準：

私たち（クレハ）は、地球市民として企業の社会的責任を認識して活動します。

お客様へ：

顧客満足を第一に誠意と行動で応えます。

仕事へ：

常に進歩と創造にチャレンジします。常に変化に対応し、グローバルな視野を持って行動します。

仲間へ：

相互の意思を尊重しチームワークを発揮します。

(1) 当社および当社グループ会社の取締役・従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ会社は、コンプライアンス（法令および社会的規範の遵守）に関する基本方針として、「クレハグループ倫理憲章」を定め、これに基づき、各社で「コンプライアンス規程」を定めて、コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、法令のみに留まらず社会的規範の遵守に努めます。
- ② 当社は、代表取締役社長が取締役から指名する者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、「クレハグループ倫理憲章」に基づく「クレハコンプライアンス行動基準」等により、当社におけるコンプライアンスの徹底を図るとともに、当社グループ会社におけるコンプライアンスの徹底を支援します。
- ③ 当社および当社グループ会社は、コンプライアンスに違反する行為を早期に発見・対応するために、「コンプライアンス相談窓口取扱規程」を定めて、社内および社外（弁護士）にコンプライアンスに関する報告や相談を受け付けるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置します。
- ④ 当社は、反社会的勢力に対して毅然とした対応をすることを「クレハコンプライアンス行動基準」に明記し、関係行政機関および外部専門機関と緊密に連携し、組織的な

対応を図ります。

- ⑤ 当社は、内部監査の年次計画を取締役会で決議し、他部門から独立した内部監査部が、コンプライアンスやリスク管理体制を含む会社の内部管理体制等の適切性や有効性を評価検証し、改善に関する指摘や提言、経営会議および取締役会への監査結果の報告を行うことにより、経営効率および社会的信頼度の向上に寄与する体制を確保します。
 - ⑥ 当社および当社グループ会社は、レスポンシブル・ケア活動（環境保全、保安防災等に関する自主的管理活動）を企業の社会的責任と認識し、「レスポンシブル・ケア方針」を定め、各社において実施計画を策定し、実行します。
 - ⑦ 当社は、「財務報告に係る内部統制基本規程」を定め、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価および公認会計士等による監査」を実施し、財務報告の信頼性の確保を図り、代表取締役の責任の下、「内部統制報告書」を作成し提出します。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 当社は、取締役の職務執行に係る情報である各種議事録、決裁書類等については、「文書管理規程」等に基づき、書面または電磁的媒体に記録し、適正な保存と管理を行います。
- (3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、当社の経営に悪影響を及ぼすリスクを全社的に把握し、その顕在化を未然に防止し、また、リスクが顕在化した場合の影響を軽減して許容範囲に収めるよう、必

要な対応策を予め講じ、備えておくことをリスク・マネジメント基本方針とし、「リスク・マネジメント規程」に基づきリスク・マネジメント委員会が全社的なリスク管理を行う体制を確保します。リスク・マネジメント委員長は、リスク・マネジメントの遂行状況について、年度ごとに経営会議に報告します。また、リスク・マネジメント委員会は、当社グループ会社におけるリスク・マネジメントの支援を行います。なお、全社的なリスクのうち、レスポンシブル・ケア活動に係るリスクはCSR委員会が、また、情報セキュリティに係るリスクは、情報統括委員会の下部機関である情報セキュリティ委員会が管理を行い、リスク・マネジメント委員会は各委員会によるリスク管理について検証を行います。

- ② 当社は、不測の事態や経営に重大な影響を与えるおそれのある非常事態が発生したときには、「非常事態対応規程」に基づき対応し、当社および当社グループ会社は、事業継続計画（BCP）に定めた、企業活動を継続する体制を確保します。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの強化およびグループ経営における意思決定や業務執行の迅速化を図るため、経営における監督責任と執行責任を明確にしています。取締役会は、独立社外取締役2名以上を含む、合計10名以内で構成し、取締役会長（空席の場合は代表取締役社長）が議長を務め、原則月1回開催し、重要な経営事項の決定と業務執行の監督を行います。経営

会議は、代表取締役社長が議長を務め、代表取締役社長以下の執行役員を構成メンバーとして原則月2回開催し、当社の経営に関する重要案件等について審議し、経営上の意思決定が効率的に行われることを確保します。

- ② 具体的な業務執行については「組織規程」、「権限基準規程」において、分掌業務およびその業務別・責任者別の権限について詳細を定め、効率的な運営を図ります。
- (5) 当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、「グループ会社管理運営規程」に、当社グループ会社が当社に報告または事前協議する事項を定め、グループ会社の自主性を尊重しつつ、業務執行の適正な管理と監督を行います。
 - ② 当社は、当社グループ会社に取り締役または監査役を派遣し、各グループ会社の経営の監督および監視を行います。
 - ③ 当社と当社グループ会社における中長期の経営ビジョンおよびポリシーの統一を図ることを目的に連結経営会議を定期的で開催し、当社の代表取締役社長が議長を務め、経営方針、事業戦略について相互に意見交換を行うことにより連結経営の強化を図ります。
 - ④ 内部監査部は、当社グループ会社の業務監査を定期的に行い、監査結果を経営会議および取締役会に報告し、改善事項や検討事項の早期実施を図るとともに、他の当社グループ会社への水平展開を行います。
- (6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員に取り締役からの独立性および

当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役からその職務を補助すべき従業員を置くことの要請があった場合は、監査役と具体的な人選を協議し、配置します。
- ② 当社は、監査役の要請によりその職務を補助すべき従業員を置く場合は、取締役側からの独立性を確保し、補助従業員の権限、配属部署、指揮命令権等を明確化し、監査役から当該従業員に対する指示の実効性を確保します。
- (7) 当社の取締役・従業員や当社グループ会社役員・従業員等が当社の監査役に報告するための体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役は、事業運営に影響を与える重要事項、コンプライアンス相談窓口（ホットライン）への通報および相談状況について、監査役にすみやかに報告します。また、監査役が必要に応じ、取締役・従業員やグループ会社の役員・従業員に対して報告を求めることができる体制を確保します。
 - ② 当社は、監査役が取締役会の決議事項および報告事項の審議過程の把握ができる体制を確保します。また、経営会議および連結経営会議の議案の審議状況についても監査役が把握できるようにしています。
 - ③ 当社は、監査役へ全ての稟議書・伺書、内部監査部の監査結果および製品苦情受付状況等を報告します。
 - ④ 代表取締役および社外取締役は、会社が対

処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査役会と定期的に意見交換を行います。

- ⑤ 当社および当社グループ会社は、「コンプライアンス相談窓口取扱規程」に、コンプライアンス相談窓口（ホットライン）への通報・相談・協力を行った者に対して、これを理由に一切の不利益な取扱いをしてはならない旨を定めます。
- ⑥ 当社は、監査役の職務の執行において発生する費用の一定額を毎年予算に計上し、監査に必要な経費を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当期における運用状況の概要は次のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

- ・当社は、「コンプライアンス規程」に基づくコンプライアンス委員会による管理と、貿易管理委員会、景品・表示管理委員会、独占禁止管理委員会、個人情報保護委員会の各管理状況の掌握により、取締役会および経営会議において、当社および当社グループ会社における法令および規程等の遵守状況を報告して審議を行い、本体制の強化に努めました。
- ・コンプライアンス委員長は、コンプライアンス委員会を開催し、貿易管理委員会、景品・表示管理委員会、独占禁止管理委員会、個人情報保護委員会での各審議結果の報告を総括し、代表取締役社長に報告を行いました。

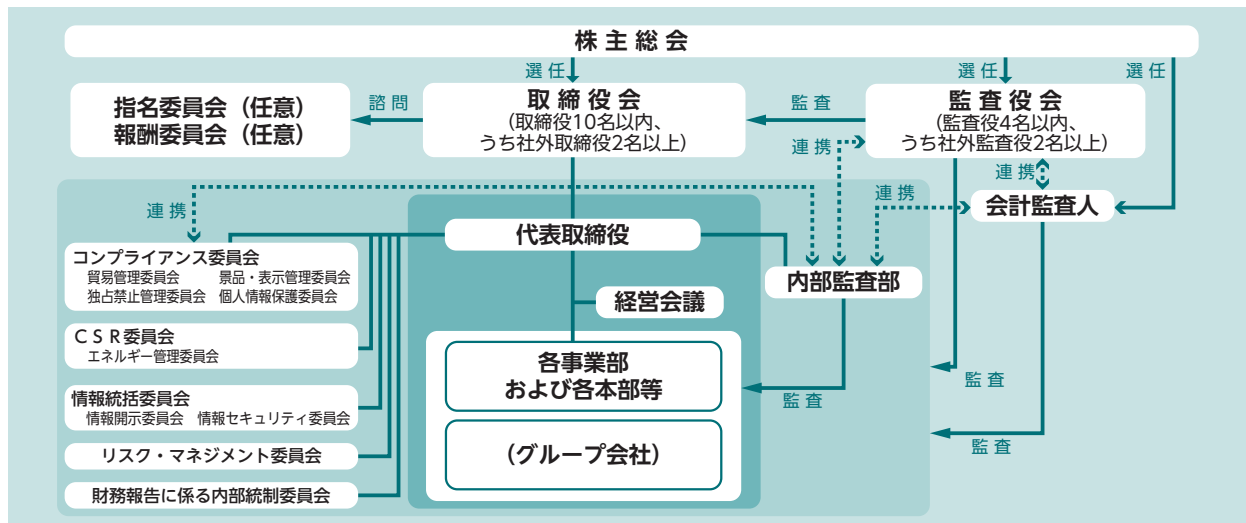
- ・内部監査部は、年次計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価および当社13部署・グループ会社10社の業務監査を行い、評価および監査結果を経営会議および取締役会に報告しました。要改善事項や検討事項については、実施状況を早期に確認し、社内およびグループ会社に水平展開を行いました。
- ・内部監査部は、当社グループ会社の国内12社のコンプライアンス担当者との情報交換会を開催し、法令および規程等の遵守状況の情報共有と教育等の支援を行いました。
- ・内部監査部は、新入社員に対する当社のコンプライアンスの概要についての導入教育、幹部社員昇進者に対する教育やeラーニングなどにより、コンプライアンスの定着を図りました。また、前期に実施したコンプライアンス意識調査の結果を、当社部署長に説明し、コンプライアンスを意識した組織運営を推進する活動を行いました。
- ・当社および当社グループ会社は、コンプライアンス・リスクを早期に発見し、対策を講じることを目的として、コンプライアンス事案の発生を認識、発見した従業員に対して、コンプライアンス委員会事務局へその旨を報告する義務を課し、また、コンプライアンス相談窓口（ホットライン）への通報・相談・協力者に対する保護を明確化するために、「コンプライアンス規程」およびその関連規程の改定を行い、従業員にその趣旨を周知しました。あわせて、当社は、従業員のホットラインへの通報促進を目的として、自主的な通報者に対する懲戒処分の減免制度を導入しました。

- (2) リスク管理体制
- ・当社のリスク・マネジメントをより実効性のあるものとするため、リスク・マネジメント委員会、経営会議および取締役会における審議を経て、リスク・マネジメント体制の再構築を行い、新たな体制でのリスク・マネジメントの運用を開始するとともに、当社グループ会社に対する展開に着手しました。
 - ・CSR委員会を開催し、当社および当社グループ会社におけるCSR基本方針、活動計画およびレスポンシブル・ケア活動に関する審議を行いました。CSR委員長は審議結果を総括し、代表取締役社長に報告を行いました。
 - ・情報セキュリティ委員会、情報開示委員会をそれぞれ開催し、情報セキュリティと情報開示に関する管理状況の審議を行い、上部機関の情報統括委員会に報告を行いました。情報統括委員長は各審議結果を総括し、代表取締役社長に報告を行いました。
 - ・当社は、事業継続計画（BCP）の実効性向上にむけて、風水害を想定に加えたBCP行動計画書を事業拠点別に更新しました。
- (3) 取締役の職務執行
- ・取締役会を、定時で各月1回、臨時で1回の計13回開催し、取締役は重要な経営事項の決定と業務執行の監督を実施しました。毎回事

前に資料を配付し、社外取締役に対しては別途事前説明を行うことにより、十分な審議がなされました。

- (4) グループ管理体制
- ・当社は、当社より派遣した取締役または監査役を、当社グループ各社の取締役会に出席させ、経営の監督および監視を行いました。
 - ・当社は、連結経営会議を適宜開催し、経営方針、事業戦略について、当社および当社グループ会社が相互に意見交換し、連結経営の強化を図りました。
 - ・当社は、「グループ会社管理運営規程」に基づき、当社グループ会社から報告を受け、事前承認事項の協議を行いました。
- (5) 監査役の職務執行
- ・監査役は、取締役会に各回出席し、決議事項および報告事項の審議状況を確認しました。また、監査役の代表は、経営会議および連結経営会議他に出席し、議案の審議状況を確認しました。
 - ・監査役は、内部監査部の意見交換会に出席し、内部監査の適正性・適切性と被監査部門の課題等を確認するとともに、指摘事項に対する改善状況を確認しました。
 - ・監査役は、監査役会を定時で各月1回、臨時で2回の計14回開催し、監査に関する重要な事項について協議・決議しました。

(ご参考) 内部統制に関する模式図



7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務の安定性を維持しつつ、収益力と資本効率を向上させ、中長期的に企業価値を高めることが株主の皆様の利益につながるものと考えています。利益の配分については、中長期的な成長の実現に向け企業体質の強化を図るとともに将来の事業展開に備えること、および、安定的、継続的な配当を実施することを基本方針としています。

この方針を踏まえ、当期末の配当金は1株につき85円とし、これにより中間配当金85円を加えた年間配当金は1株につき170円となります。

なお、2006年6月28日開催の株主総会において、会社法第459条第1項に基づき「剰余金の配当等を取締役会が決定する旨」の定款の変更を決議しております。

(ご参考)

コーポレートガバナンス・ガイドライン

株式会社クレハ

1. 企業理念およびコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、以下の企業理念、目指すべき方向、行動基準を当社のアイデンティティー（存在意義）とし、すべての役員と従業員がこれらを共有し、高い目標の実現に向かって常に挑戦し続ける。

企業理念：私たち（クレハ）は	・人と自然を大切にします。 ・常に変革を行い成長し続けます。 ・価値ある商品を創出して、社会の発展に貢献します。
目指すべき方向：私たち（クレハ）は、	エクセレント・カンパニーを目指し挑戦し続けます。
行動基準：私たち（クレハ）は、	地球市民として企業の社会的責任を認識して活動します。
お客様へ：	顧客満足を第一に誠意と行動で応えます。
仕事へ：	常に進歩と創造にチャレンジします。常に変化に対応し、グローバルな視野を持って行動します。
仲間へ：	相互の意思を尊重しチームワークを発揮します。

当社は、コンプライアンスの実践を含む内部統制機能の充実を図り、公正かつ透明性の高い経営を行うとともに、本ガイドラインを指針としてコーポレート・ガバナンスの実効性を高め、クレハグループ（当社およびグループ会社）の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

2. 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利と平等性が実質的に確保されるよう適切な対応を行う。

(1) 株主総会における権利行使

- ・当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場と位置づけ、株主の権利行使についての適切な環境整備を行う。

(2) 資本政策の基本的な方針

- ・当社は、中長期的に企業価値を高めることを目的に、財務の安定性を維持しつつ、収益力と資本効率の向上を目指した経営を行う。
- ・当社は、利益の配分については、中長期的な成長の実現に向け企業体質の強化を図るとともに将来の事業展開に備えること、および、安定的、継続的な配当を実施することを基本方針とする。

(3) 政策保有株式に関する方針

- ・当社は、現在に至る取引状況や今後の取引拡大の可能性等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に、取引先等の株式を保有する。この政策保有株式については、取締役会が中長期的な経済合理性や今後の見通しを毎年検証する。
- ・当社は、政策保有株式の議決権行使については、当社の保有目的に資するか否かの観点から、適切に行使する。

(4) 株主の利益に影響を及ぼす可能性のある資本政策

- ・当社は、支配権の変動や大規模な株式価値の希釈化の可能性のある資本政策については、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

(5) 関連当事者間の取引

- ・取締役会は、当社取締役や主要株主等の関連当事者と当社との間に生じうる利益相反を適切に管理する。

3. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の成長と企業価値の創出が、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等の様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努める。

(1) 企業倫理憲章の制定

- ・当社は、当社の役員と従業員が従うべき行動規範である「クレハグループ倫理憲章」を制定し、その周知徹底を図るとともに、実践状況を定期的にレビューする。

(2) サステナビリティ（持続可能性）への対応

- ・当社は、企業理念の実践を通じ、当社事業がかかわる環境やくらしの課題のみならず、サステナブルな社会実現のためのさまざまな課題の解決に取り組む。

(3) 人財の多様性の確保

- ・当社は、女性の活躍促進を含め、社内における人財の多様性の確保を推進する。

(4) 内部通報に係る体制整備

- ・当社は、法令等に反する行為を早期に発見するために、社内および社外（弁護士）にコンプライアンスに関する報告や相談を受け付けるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置する。コンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会はその運用状況を取締役に報告する。

4. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、「情報開示基本方針」に定めるとおり、社会から信頼され支持される企業を目指し情報開示を行うことを基本とし、法令に基づく開示を適時・適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。

5. 取締役会等の責務

取締役会等は、株主に対する受託者責任・説明責任を有することを踏まえ、クレハグループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、その役割・責務を適切に果たす。

(1) 取締役会の構成、役割・責務

- ・当社は、当社およびグループ会社の規模、事業内容を踏まえ、取締役会は10名以内で構成し、そのうち独立社外取締役を2名以上選任する。選任にあたっては、取締役会全体としての知識・能力・経験のバランス、多様性を考慮する。
- ・取締役会は、企業理念を定めて会社の目指すところを明確にし、経営の戦略的な方向付けを行うとともに、重要な経営事項の決定と業務執行の監督を行う。また、クレハグループの経営における意思決定や業務執行の迅速化を図るため、取締役会決議事項以外については、「権限基準規程」にもとづき執行役員を主な構成メンバーとする経営会議において業務執行を行う。
- ・取締役会は、取締役・執行役員の人事について、会社の業績等の評価を踏まえ、会社の意思決定の透

明性・公正性を確保しつつ、適切に実行する。

- ・取締役会は、業務執行の最高責任者である社長等の後継者候補の育成計画について、適切に監督する。
- ・取締役会は、取締役・執行役員の報酬等について、企業業績と中長期的な企業価値の向上を反映するとともに、適切な人財の確保と維持を考慮し、求められる役割と責任にふさわしい報酬体系および報酬水準とする。
- ・取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。
- ・取締役会は、取締役会における意思決定に関わるプロセスの透明性確保とステークホルダーへの説明責任を強化するため、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会および報酬委員会を設置する。

(2) 取締役の役割・責務

- ・取締役は、株主に対する受託者責任・説明責任を果たすべく、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動する。
- ・取締役は、高い倫理観とともに中長期的な企業価値の向上を図るために必要な見識、能力、経験を有し、取締役会において、それぞれの期待される能力を発揮して、積極的に意見を表明し議論を行う。
- ・取締役は、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、能動的に情報の収集を行い、また、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努める。

(3) 監査役および監査役会の構成、役割・責務

- ・当社は、監査役会は4名以内で構成し、独立社外監査役を半数以上選任する。
- ・監査役は、高い倫理観と監査役として必要な見識、能力、経験を有し、少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有する者とする。
- ・監査役および監査役会は、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たす。
- ・監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動する。
- ・監査役は、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、能動的に情報の収集を行い、また、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努める。
- ・監査役会は、外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準を策定するとともに、これに基づき、外部会計監査人にもとめられる独立性と専門性についての確認を行う。

(4) 独立社外取締役の役割・責務

- ・当社は、独立社外取締役が経営への助言・監督機能、利益相反の監督機能およびステークホルダーの意見の取締役会への反映等の役割・責務を果たすことを期待し、その提言を取締役に適切に反映させる。

(5) 独立性判断基準

- ・取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役または独立社外監査役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた「独立性判断基準」を策定し、開示する。

(6) 外部会計監査人の責務

- ・外部会計監査人および当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行う。

(7) 情報入手と支援体制

- ・当社は、取締役や監査役からの情報提供の求めに対して、円滑な提供が確保される体制を整える。

(8) 取締役・監査役のトレーニング

- ・当社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会を提供する。

6. 株主等との対話

当社は、以下の取組み方針に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主等と建設的な対話を行う。

(1) 主管および実施内容

- ・株主等との対話は、広報・IR部および総務部が主管し、代表取締役社長および担当役員と連携の上、適時適切に実施する。
- ・広報・IR部および総務部は、社内各部門との定期的な意見・情報交換を行うなど、有機的な連携を図る。
- ・当社は、株主等による当社への理解促進を図るため、株主総会での事業報告、株主等に対する各種資料の送付、当社ホームページ上での情報発信、機関投資家向け説明会、個人投資家向け説明会、およ

び国内外の機関投資家との個別面談などを積極的に行う。

- ・株主等から得られた意見・情報は、当社経営のレビューと方向付けに活用する。

(2) 情報管理基準

- ・株主等との対話を行う者は、未公表の重要な会社情報について、「情報開示規程」および「内部者取引管理規則」にしたがい厳重に管理する。

7. 制定・改正・廃止

本ガイドラインの制定・改正・廃止は、取締役会の決議によって行う。

以 上

(ご参考) 政策保有株式の保有の合理性の検証

政策保有株式については、取締役会において、保有目的が適切であり、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っている銘柄か否かを精査し、保有意義を検証しています。保有意義の薄れた株式については、取引先との対話、市場への影響、有効な資金活用の有無等を総合的に考慮した上で段階的に削減を進めていきます。

(ご参考)

クレハグループのCSR

企業活動がグローバル化する中、ステークホルダーによる企業の社会的責任（CSR）に対する要求はますます高まっており、CSR活動が企業価値を維持・向上させる重要な要素と位置づけられています。当社グループにおいても、企業理念、CSR基本方針に基づいてCSR活動を推進し、持続可能な社会の発展のために貢献していきます。

クレハグループ CSR基本方針

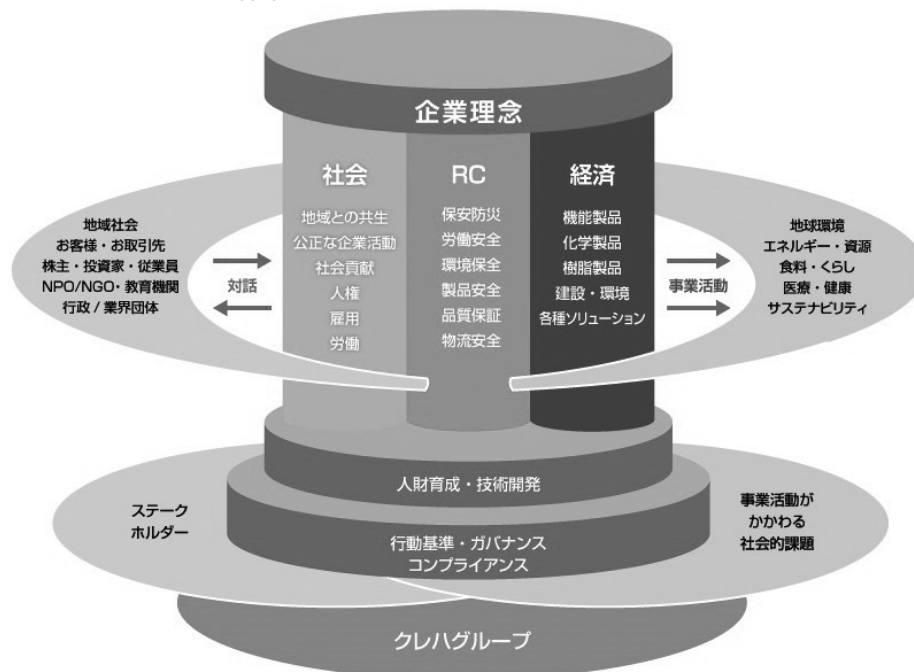
私たちは、グローバルな事業活動や社会活動、レスポンシブル・ケア活動において、「社員の行動基準」をしっかりと遵守し、「企業理念」を実践し、エクセレント・カンパニーを目指し挑戦し続けます。

クレハグループCSR理念体系

化学産業を中心とする当社グループのCSR理念体系は、ガバナンス・コンプライアンス・行動基準と人財育成・技術開発をベースに、「社会」「レスポンシブル・ケア（RC）」「経済」活動を3つの柱としています。

ステークホルダーの皆様との対話を継続しながら、これらの活動を通して社会的課題の解決を図り、企業理念を実践することで、持続可能な社会の実現にグループ全体で貢献していきます。

■クレハグループCSR理念体系図



CSR推進のシステム

当社のCSR活動は、方針や計画の審議・承認を行う社長直轄のCSR委員会および具体的な活動計画の立案と実行を担う各部門が密接に連携しながら全社で取り組んでいます。

また、RC活動に関しては、クレハグループRC協議会を中心に、グループ全体で協力しながら推進しています。

CSR活動の重点分野

SDGsをはじめグローバルな社会的課題の解決を企業へ求める動きが一層強まっています。

当社では、ガバナンスの実効性を高め、コンプライアンスを徹底し、企業活動の基本的な責任については、優先的に取り組むべき20の重要課題（マテリアリティ）を特定し、グループ会社とともに取り組んでいます。同時に、当社の得意な分野で、独自の技術力や強みを活かして新たな社会的課題に取り組み、社会の発展に貢献していきたいと考えています。

そうした観点から、現在、以下の8項目をCSR活動の重点分野として取り組んでいます。

■ CSR活動の重点分野

- (1) 企業活動の基本的な責任としての重点分野；「環境」、「安全・品質」、「地域」
- (2) 持続可能な社会の発展に貢献する重点分野；「環境」、「エネルギー」、「ライフ」
- (3) CSR活動を支える重点分野； 「人財」、「技術」

CSRの社内浸透と情報開示・対話

CSRの理解を深める活動にも力を入れています。

CSR説明会や社内報などを通じて、CSR基本方針やCSRの概念、SDGsや世の中の動向と当社グループの課題や取り組みなどについて理解浸透を図り、当社グループ全体が共通の認識を持ってCSR活動に取り組む態勢づくりを継続しています。

また、CSR地域対話集会などさまざまな機会を通じてステークホルダーの皆様と対話し活動に活かすだけでなく、当社のホームページやCSRレポートなどを通じてステークホルダーの皆様へ当社のCSR活動を情報開示し、当社グループについてより理解を深めていただくよう努めています。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (IFRS) (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	86,237	流動負債	44,865
現金及び現金同等物	17,834	営業債務及びその他の債務	19,221
営業債権及びその他の債権	28,212	社債及び借入金	7,841
その他の金融資産	3	その他の金融負債	1,724
棚卸資産	36,452	未払法人所得税等	2,587
その他の流動資産	3,735	引当金	6,379
非流動資産	170,686	その他の流動負債	7,110
有形固定資産	120,171	非流動負債	26,536
無形資産	2,202	社債及び借入金	19,014
持分法で会計処理されている投資	14,042	その他の金融負債	2,145
その他の金融資産	22,407	繰延税金負債	1,795
繰延税金資産	1,569	引当金	1,388
その他の非流動資産	10,292	退職給付に係る負債	291
		その他の非流動負債	1,900
		負債合計	71,402
		資 本 の 部	
		親会社の所有者に帰属する持分	183,830
		資本金	18,169
		資本剰余金	14,897
		自己株式	△8,697
		利益剰余金	154,166
		その他の資本の構成要素	5,294
		非支配持分	1,690
		資本合計	185,521
資産合計	256,923	負債及び資本合計	256,923

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（IFRS）（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上収益	144,575
売上原価	101,702
売上総利益	42,872
販売費及び一般管理費	25,438
持分法による投資利益	1,472
その他の収益	872
その他の費用	2,516
営業利益	17,263
金融収益	703
金融費用	219
税引前利益	17,748
法人所得税費用	4,136
当期利益	13,611
当期利益の帰属	
親会社の所有者	13,493
非支配持分	118
当期利益	13,611

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (IFRS) (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					新株予約権	在外営業活動体の換算差額
2020年4月1日残高	18,169	15,044	△8,693	135,918	80	△4,858
当期利益				13,493		
その他の包括利益						1,696
包括利益合計	—	—	—	13,493	—	1,696
自己株式の取得			△3			
株式報酬取引					29	
配当金				△3,318		
非支配持分との資本取引		△146				
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				8,073		
所有者との取引額合計	—	△146	△3	4,755	29	—
2021年3月31日残高	18,169	14,897	△8,697	154,166	110	△3,161

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			合計		
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	合計			
2020年4月1日残高	9,329	—	4,551	164,990	1,633	166,623
当期利益			—	13,493	118	13,611
その他の包括利益	5,068	2,021	8,786	8,786	121	8,908
包括利益合計	5,068	2,021	8,786	22,280	240	22,520
自己株式の取得			—	△3		△3
株式報酬取引			29	29		29
配当金			—	△3,318	△56	△3,374
非支配持分との資本取引			—	△146	△126	△273
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△6,052	△2,021	△8,073	—		—
所有者との取引額合計	△6,052	△2,021	△8,044	△3,439	△183	△3,623
2021年3月31日残高	8,345	—	5,294	183,830	1,690	185,521

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計 算 書 類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	56,781	流動負債	31,012
現金及び預金	9,901	買掛金	5,673
受取手形	155	短期借入金	3,960
売掛金	12,690	1年内返済予定の長期借入金	992
商品及び製品	23,493	リース債務	58
仕掛品	119	未払金	3,415
原材料及び貯蔵品	3,279	未払費用	2,655
前払費用	866	未払法人税等	1,815
短期貸付金	2,666	預り金	10,662
未収入金	2,546	賞与引当金	1,539
その他	1,071	役員賞与引当金	70
貸倒引当金	△ 10	その他	171
固定資産	136,883	固定負債	13,780
有形固定資産	74,217	社債	12,000
建物	13,893	長期借入金	841
構築物	15,962	リース債務	120
機械及び装置	31,087	環境対策引当金	136
車両運搬具	55	退職給付引当金	153
工具、器具及び備品	1,488	資産除去債務	244
土地	6,291	その他	284
リース資産	162	負債合計	44,792
建設仮勘定	5,274	純 資 産 の 部	
無形固定資産	1,816	株主資本	141,410
ソフトウェア	337	資本金	18,169
ソフトウェア仮勘定	1,460	資本剰余金	15,912
その他	19	資本準備金	15,912
投資その他の資産	60,849	利益剰余金	116,025
投資有価証券	17,471	利益準備金	3,115
関係会社株式	23,876	その他利益剰余金	112,910
出資金	300	別途積立金	40,280
関係会社出資金	9,865	繰越利益剰余金	72,630
長期貸付金	1,968	自己株式	△ 8,697
長期前払費用	147	評価・換算差額等	7,352
前払年金費用	5,987	その他有価証券評価差額金	7,352
繰延税金資産	666	新株予約権	110
その他	588		
貸倒引当金	△ 23	純資産合計	148,872
資産合計	193,665	負債・純資産合計	193,665

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		74,811
売上原価		49,326
売上総利益		25,485
販売費及び一般管理費		17,753
営業利益		7,732
営業外収益		
受取利息	53	
受取配当金	2,536	
設備賃貸料	312	
為替差益	88	
その他	100	3,091
営業外費用		
支払利息	34	
社債利息	16	
売上割引	582	
設備賃貸費用	158	
事務所移転費用	140	
その他	44	977
経常利益		9,846
特別利益		
投資有価証券売却益	8,749	
補助金収入	56	8,806
特別損失		
固定資産除売却損	346	
投資有価証券評価損	43	389
税引前当期純利益		18,262
法人税、住民税及び事業税	2,942	
法人税等調整額	985	3,928
当期純利益		14,334

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	18,169	15,912	15,912	3,115	40,280	61,614	105,009	△ 8,693	130,397
当期変動額									
剰余金の配当						△ 3,318	△ 3,318		△ 3,318
当期純利益						14,334	14,334		14,334
自己株式の取得								△ 3	△ 3
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	11,016	11,016	△ 3	11,012
当期末残高	18,169	15,912	15,912	3,115	40,280	72,630	116,025	△ 8,697	141,410

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	8,632	8,632	80	139,110
当期変動額				
剰余金の配当				△ 3,318
当期純利益				14,334
自己株式の取得				△ 3
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 1,280	△ 1,280	29	△ 1,250
当期変動額合計	△ 1,280	△ 1,280	29	9,761
当期末残高	7,352	7,352	110	148,872

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社クレハ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤直人 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川岸貴浩 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クレハの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社クレハ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社クレハ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤直人 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川岸貴浩 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クレハの2020年4月1日から2021年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

株式会社クレハ 監査役会

常勤社外監査役 桐山 勝 ㊟

常勤監査役 吉田 徹 ㊟

社外監査役 押味 由佳子 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役の任期は1年ですので、本総会終結の時をもって、取締役全員5名が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

なお、取締役候補者に関しましては、任意の指名委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	取締役会への出席状況	
1	再任 小林 豊	代表取締役社長	13回/13回 (100%)	
2	再任 佐藤 通浩	取締役専務執行役員 PGA事業管掌、研究開発本部管掌、 環境安全・品質保証本部長、新事業創出 プロジェクト統括マネージャー	13回/13回 (100%)	
3	再任 野田 義夫	取締役常務執行役員 内部監査管掌、経理本部長、管理本部長、 改革推進プロジェクト統括マネージャー	13回/13回 (100%)	
4	再任 戸坂 修	社外取締役候補者 独立役員候補者	社外取締役	13回/13回 (100%)
5	再任 樋口 一成	社外取締役候補者 独立役員候補者	社外取締役	10回/10回 (100%)

候補者番号

1



こばやし ゆたか
小林 豊
(1951年12月25日生)

再任

- 所有する当社株式の数
13,100株
- 取締役会への出席状況
13回/13回 (100%)
- 在任期間 (本総会最終時)
12年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月 当社入社
1998年 1月 当社錦工場勤労部長
2000年 6月 クレハ・ケミカルズ (シンガポール) Pte. Ltd. 取締役社長
2003年 1月 当社関連事業統括部長
2004年 4月 当社総合企画部長
2005年 4月 当社化学品事業部長
2005年 6月 当社取締役 化学品事業部長
2007年 6月 当社常務執行役員 化学品事業部長 (執行役員制度導入により役位変更)
2008年 4月 当社常務執行役員 新事業推進本部長、化学品事業部長
2009年 6月 当社取締役常務執行役員 新事業推進本部長、化学品事業部長
2010年 4月 当社取締役常務執行役員 P G A事業部長、化学品事業部長、新事業推進本部管掌
2010年 6月 当社取締役常務執行役員 P G A事業部長、化学品事業部長
2012年 4月 当社代表取締役副社長 営業部門統括、P G A事業部長
2012年 9月 当社代表取締役社長 P G A事業部長
2013年 4月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

2012年9月に代表取締役社長に就任以降、機能製品事業の強化、改革推進プロジェクトをはじめとする業務改革、事業の再構築の実行等当社グループの経営を牽引してきました。高付加価値企業として飛躍する土台固めを目標に掲げる中期経営計画「Kureha's Challenge 2020」の実現に強いリーダーシップを発揮し、また、コーポレート・ガバナンスの強化を推進しました。この実績をもとに、当社グループの重要な経営事項の決定と業務執行の監督に十分な役割と責務を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



さとう みちひろ
佐藤 通浩
 (1960年6月21日生)

再任

- 所有する当社株式の数
4,900株
- 取締役会への出席状況
13回/13回 (100%)
- 在任期間 (本総会最終時)
6年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年	4月	当社入社
2006年	4月	当社家庭用品企画・開発部長
2011年	1月	当社リビング営業統括部長
2012年	4月	当社家庭用品事業部副事業部長
2013年	1月	当社生産本部樹脂加工事業所副事業所長
2013年	4月	当社執行役員 生産本部樹脂加工事業所長
2015年	4月	当社常務執行役員 研究開発本部長
2015年	6月	当社取締役常務執行役員 研究開発本部長
2017年	4月	当社取締役常務執行役員 生産・技術本部長、研究開発本部長
2020年	4月	当社取締役常務執行役員 P G A事業管掌、研究開発本部管掌、生産・技術本部長
2021年	4月	当社取締役専務執行役員 P G A事業管掌、研究開発本部管掌、環境安全・品質保証本部長、新事業創出プロジェクト統括マネージャー (現任)

取締役候補者とした理由

2021年3月までP G A事業および研究開発本部管掌ならび生産・技術本部長を担当し、事業部門の経験で培った市場センスを活かし、研究開発戦略と技術戦略を統括、推進しました。この実績をもとに2021年4月よりP G A事業および研究開発本部管掌を継続しつつ、環境安全・品質保証本部長、新事業創出プロジェクト統括マネージャーを担当し、当社グループの重要な経営事項の決定と業務執行の監督に十分な役割と責務を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

- 1.当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

3



の だ よしお
野田 義夫

(1959年1月19日生)

再任

- 所有する当社株式の数
5,000株
- 取締役会への出席状況
13回/13回 (100%)
- 在任期間 (本総会最終時)
6年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年	4月	当社入社
2001年	6月	当社財務部長
2007年	1月	当社総合企画部長
2011年	4月	当社化学品事業部副事業部長
2012年	4月	当社執行役員 化学品事業部長
2013年	4月	当社執行役員 企画本部長、改革推進プロジェクト統括マネージャー
2014年	4月	当社常務執行役員 企画本部長、改革推進プロジェクト統括マネージャー
2015年	6月	当社取締役常務執行役員 企画本部長、改革推進プロジェクト統括マネージャー
2016年	4月	当社取締役常務執行役員 企画・経理本部長、改革推進プロジェクト統括マネージャー
2017年	4月	当社取締役常務執行役員 企画・経理本部長、C S R推進本部長、改革推進プロジェクト統括マネージャー
2017年	6月	当社取締役常務執行役員 管理本部管掌、内部監査管掌、企画・経理本部長、C S R推進本部長、改革推進プロジェクト統括マネージャー
2018年	4月	当社取締役常務執行役員 内部監査管掌、経理本部長、管理本部長、C S R推進本部長、改革推進プロジェクト統括マネージャー
2019年	4月	当社取締役常務執行役員 内部監査管掌、品質保証管掌、経理本部長、管理本部長、改革推進プロジェクト統括マネージャー
2021年	4月	当社取締役常務執行役員 内部監査管掌、経理本部長、管理本部長、改革推進プロジェクト統括マネージャー (現任)

取締役候補者とした理由

経理、財務、人事、総務、購買を統括するとともに、兼任する改革推進プロジェクト統括マネージャーとして、全社的なコストダウンを推進しました。この実績をもとに当社グループの重要な経営事項の決定と業務執行の監督に十分な役割と責務を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

- 1.当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

4



と さ か お さ む
戸坂 修

(1946年12月11日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社株式の数
0株

■ 取締役会への出席状況
13回/13回 (100%)

■ 在任期間(本総会最終時)
5年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年 4月 味の素株式会社入社
1994年 3月 味の素ハートランド株式会社(米国) 副社長
1999年 7月 味の素株式会社発酵技術研究所長
2001年 6月 同社取締役九州工場長
2002年 4月 同社取締役コーポレート九州事業所長兼海外食品・アミノ酸カンパニー九州工場長
2003年 6月 同社取締役常務執行役員九州事業所長兼海外食品・アミノ酸カンパニー九州工場長
2004年 7月 同社取締役常務執行役員川崎事業所長兼調味料・食品カンパニーバイスプレジデント兼海外食品・アミノ酸カンパニー川崎第1工場長
2005年 4月 同社取締役常務執行役員食品カンパニーバイスプレジデント兼食品カンパニー川崎事業所長
2005年 6月 同社代表取締役専務執行役員
2007年 6月 同社代表取締役副社長執行役員
2011年 6月 同社顧問
2014年 6月 同社退社
2016年 6月 当社社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

製造会社での国際的な事業経験、研究部門、生産部門の担当経歴から会社経営についての高い見識と豊富な経験を有しており、当社の経営に対し適切な監督と助言を行い、当社取締役会において、独立・公正な立場から積極的に発言、業務執行監督等の役割を果たしました。今後も当社の経営全般、特に、研究開発、生産技術に関する助言や監督、利益相反の監督およびステークホルダー意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たすことでコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、任意の指名委員会および報酬委員会の各委員として、当社取締役の選任に係る事項、代表取締役社長の後継者候補とその育成計画等や取締役や執行役員の報酬等の決定等に対し、継続して客観的立場で関与いただく予定です。

独立性に関する考え方

戸坂修氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしております。同氏と一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。なお、当社の「社外役員の独立性判断基準」は、60ページに記載のとおりです。

- 1.当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.責任限定契約について
当社は戸坂修氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、同氏と同契約を継続する予定です。
- 3.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



ひぐち かずなり
樋口 一成

(1957年1月3日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 取締役会への出席状況

10回/10回 (100%)

■ 在任期間 (本総会終結時)

1年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年	4月	株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行
2006年	3月	株式会社みずほコーポレート銀行 (現株式会社みずほ銀行) 兜町証券営業部長
2008年	4月	同行決済営業部長
2009年	4月	同行執行役員業務監査部長
2010年	4月	同行退任
		みずほ総合研究所株式会社 (現みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社) 顧問
2010年	5月	同社常務執行役員
2011年	4月	同社常務執行役員退任
2011年	5月	ユーシーカード株式会社代表取締役社長 株式会社キュービタス (現株式会社クレディセゾン) 取締役
2016年	3月	株式会社キュービタス (現株式会社クレディセゾン) 取締役退任
2016年	4月	ユーシーカード株式会社顧問
2016年	6月	ユーシーカード株式会社顧問退任 大陽日酸株式会社 (現日本酸素ホールディングス株式会社) 常勤監査役
2020年	6月	同社常勤監査役退任 当社社外取締役 (現任) 株式会社みちのく銀行社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

樋口一成氏は、現在、(株)みちのく銀行社外取締役を務めておりますが、(株)みちのく銀行と当社および当社グループとの間には重要な取引はありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

金融機関および事業会社の経営における高い見識と豊富な経験を有しており、当社の経営に対し適切な監督と助言を行い、当社取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言、業務執行監督等の役割を果たしました。当社の経営全般、特に、事業の最適化に関しての助言や監督、利益相反の監督およびステークホルダー意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たすことでコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、任意の指名委員会および報酬委員会の各委員として、当社取締役の選任に係る事項、代表取締役社長の後継者候補とその育成計画等や取締役や執行役員の報酬等の決定等に対し、継続して客観的立場で関与いただく予定です。

独立性に関する考え方

樋口一成氏は、2010年4月まで(株)みずほコーポレート銀行 (現(株)みずほ銀行) の業務執行に携わっていました。現在の同行と当社および当社グループ会社との間には、借入れ等の取引関係がありますが、当社および当社グループ会社は複数の金融機関と取引を行っており、2021年3月期末における同行からの借入れは当社連結総資産の3%未満であり、同氏が同行を退任してから11年以上経過しています。同氏は、2010年4月から2011年4月までみずほ総合研究所(株) (現みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社) に勤務していました。同社と当社および当社グループ会社との間には、リサーチサービス等への支払いがありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社への支払実績は、同社の売上高の1%未満です。同氏は、2011年5月から2016年6月までユーシーカード(株)に勤務していました。同社と当社および当社グループ会社との間には、クレジットカード利用等に関する支払いがありますが、年間の支払実績は数万円程度です。同氏は、2011年5月から2016年3月まで(株)キュービタス (現(株)クレディセゾン) に勤務していました。同社と当社および当社グループ会社との間には、クレジットカード利用等に関する支払いがありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社への支払実績は、同社の売上高の1%未満です。また同氏は、2016年6月から2020年6月まで大陽日酸(株) (現日本酸素ホールディングス株式会社) の常勤監査役を務めておりました。同社と当社および当社グループ会社との間には、原料購入等の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社からの購入実績は、同社の連結売上高の1%未満で、また、当社の同社に対する売上げは年間で数万円程度です。

樋口一成氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしております。同氏と一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。なお、当社の「社外役員の独立性判断基準」は、60ページに記載のとおりです。

1. 当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約について

当社は樋口一成氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、同氏と同契約を継続する予定です。

3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社は、当社の社外取締役または社外監査役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断します。

1. 当社および当社グループ会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者（*1）である者。
2. 当社グループを主要な取引先（*2）とする者もしくはその業務執行者、または当社グループの主要な取引先もしくはその業務執行者。
3. 当社グループの主要な借入先（*3）またはその業務執行者。
4. 当社の主要な株主（*4）である者またはその業務執行者。
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（*5）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家である者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）。
6. 過去10年間に於いて上記の1に該当していた者。
7. 過去3年間に於いて上記の2から5のいずれかに該当していた者。
8. 近親者（*6）が上記の1から7までのいずれかに該当する者。
9. 前各項の他、当社グループと利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者。

(*1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他これらに準ずる者および使用人をいう。

(*2) 「主要な取引先」とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、先方の売上高に占める当社グループの構成比が2%を超える者、当社連結売上収益に占める構成比が2%を超える取引先をいう。

(*3) 「主要な借入先」とは、連結借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。

(*4) 「主要な株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する株主をいう。

(*5) 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、1事業年度において1,000万円を超えることをいう（団体の場合は、連結売上高の2%を超えることをいう）。

(*6) 「近親者」とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

以 上

第2号議案 取締役に対する賞与支給の件

当期の業績等を勘案し、業績連動賞与として、社外取締役を除く当期末の取締役3名に対して総額70,000千円の役員賞与を支給したいと存じます。各取締役に対する配分等の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。本議案に関しましては、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づく手続きを経て決定されていることから、相当であると判断しております。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、21から22ページに記載のとおりです。

(ご参考)

当社は、コーポレート・ガバナンスの更なる向上および取締役在任期間中の会社業績と各取締役の業績との連動性を強め、業績向上および企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役員報酬制度の一部改定を任意の報酬委員会への諮問を経て2019年3月開催の取締役会において決議しております。これにより、取締役の賞与については、業績連動報酬の割合を引き上げた算定基準が適用されております。

以 上

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

会場

住友不動産神田ビル2階 ベルサール神田イベントホール
東京都千代田区神田美土代町7



交通機関

地下鉄をご利用の場合

小川町駅 B6出口より 徒歩約2分 (都営新宿線)
新御茶ノ水駅 B6出口より 徒歩約2分 (千代田線)
淡路町駅 A6出口より 徒歩約3分 (丸ノ内線)
神田駅 4出口より 徒歩約10分 (銀座線)

J Rをご利用の場合

J R 神田駅 北口より 徒歩約10分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

株式会社クレハ
KUREHA CORPORATION

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油インキを
使用しています。